

令和2年4月7日

保護者の皆様へ

水戸市教育委員会
教育長 志田 晴美
水戸市立第五中学校
校長 芳尾 信一郎

新型コロナウイルス感染症の感染症拡大防止に伴う学校の臨時休業について（お知らせ）

日頃から本市の教育行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保護者の皆様には、過日、学校を再開することをお知らせしたところです。しかしながら、国が新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発令する方向性が報道されていることなどを踏まえ、本市においては、令和2年4月9日（木）から4月22日（水）までを臨時休業といたします。

つきましては、臨時休業期間中について、下記のとおりといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後においては、本市を含め、近接自治体等における感染拡大等の状況を見極め、必要に応じ、学校の臨時休業の延長を検討してまいります。

記

1 臨時休業期間 令和2年4月9日（木）から4月22日（水）まで

2 臨時休業期間中の過ごし方について

(1) 生徒の健康管理について

- ・基本的に自宅で過ごすようにしてください。（図書館や博物館の利用は控えてください。）
- ・集団感染が確認された場に共通する「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場を避けてください。
- ・検温など朝晩の健康チェックを行い、体調の変化に気を付けて生活してください。
- ・咳エチケットや手洗いを徹底し、こまめにご自宅のドアノブやテーブルを消毒するなど、基本的な感染症対策をお願いいたします。
- ・免疫力を高めるために、バランスのよい食事、十分な睡眠、適度な運動に努めてください。また、こまめにお茶などを摂取したり、うがいを行ったりしてください。

(2) 家庭での学習について

- ・生活や学習の計画を立てて取り組むなど、規則正しい生活ができるようにしてください。
- ・それぞれの学校において作成したプリントや各学校HPから検索できる学習教材を活用してください。

(3) その他

- ・臨時休業期間中に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合や感染者との濃厚接触の可能性が疑われる場合は、学校に連絡してください。

3 部活動について（小学校の吹奏楽部等を含む）

- ・臨時休業期間中は、部活動は実施いたしません。

4 学習の補填について

- ・夏季休業期間中などを活用し、実施することを検討しています。

5 その他

- ・すべての家庭を対象に週1回程度の電話連絡等を行い、お子さんの様子を確認させていただきます。
- ・御心配なことがあれば、学校まで御相談ください。

【問い合わせ先】

水戸市立第五中学校

担当：小林 関口

電話：251-1414